

## Apple 製品該非判定書

平成 26 年 9 月 21 日

東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号

六本木ヒルズ 〒106-6140

Apple Japan, Inc.

以下の情報は、すべての Apple 製品に適用されます。

1. 機器は 85 度（摂氏）を超える温度および零下 45 度（摂氏）より低い温度で使用できるか?

回答：いいえ

2. 機器は放射線による影響を防止するように設計されているか?

回答：いいえ

3. 機器は、デジタルコンピュータ機器、デジタルコンピュータ機器の付属装置、またはフォールトトレラント機能を有するデジタルコンピュータ機器の機能を向上するように設計された部分品であるか?

回答：いいえ

4. 機器は、加重最高性能が 8.0 実効テラ演算を超えているデジタルコンピュータ機器か?

回答：いいえ

5. 機器は、デジタルコンピュータ機器の機能を向上するよう設計された部分品であって、計算要素を含むことにより加重最高性能が 8.0 実効テラ演算を超えるか?

回答：いいえ

6. 機器は、アナログ/デジタル変換用のデジタルコンピュータ機器の付属装置であり、以下の規制値を超える分解能および出力速度を有しているか?

回答：いいえ

- 分解能が 8 ビット超 10 ビット未満であり、出力速度が 500 メガサンプリング毎秒を超えるもの
- 分解能が 10 ビット超 12 ビット未満であり、出力速度が 300 メガサンプリング毎秒を超えるもの
- 分解能が 12 ビットで、出力速度が 200 メガサンプリング毎秒を超えるもの
- 分解能が 12 ビット超 14 ビット未満であり、出力速度が 125 メガサンプリング毎秒を超えるもの
- 分解能が 14 ビット超で、出力速度が 20 メガサンプリング毎秒を超えるもの

7. 機器は、デジタルコンピュータ機器の演算処理の能力を向上することによって複数のデジタルコンピュータ機器の間でデータを転送するように設計した、デジタルコンピュータ機器の付属装置であって、データ転送速度が 2.0 ギガバイト毎秒を超えるか?

回答：いいえ

8. 機器は、シストリックアレイコンピュータ、ニューラルコンピュータ、または光コンピュータであるか?

回答：いいえ

9. 機器は、電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたものか？

回答：いいえ

10. 機器は、暗号機能の規制除外に該当するか（使用者が暗号機能を変更できない公衆に販売される製品）？

回答：はい

#### 注意

1 本書類で提供する情報およびデータ（以下「本情報」といいます）は予告なく変更されることがあり、またいかなる保証も伴うものではありません。Appleは、本情報について、その内容及び使用目的適合性を含め、明示的にも黙示的にもいかなる保証も致しません。弊社は、本情報につき、その正確性、真実性等いかなる保証あるいは表明も致しません。

2 弊社は、いかなる場合においても、本情報に関連して生じた直接損害、間接損害、派生損害、特別損害、逸失利益を含む一切の損害について、たとえかかる損害の発生の予見可能性が有る場合でも、一切の責任を負いません。

3 本情報は、当社の純正製品で構成されており他社の製品を改造等により組み込んでいないことを前提としています。お客様が当社のソフトウェア製品について、単独の輸出ではなく、当社のソフトウェア製品がインストールされた他社製品(電子機器など)を輸出する場合は、その製品が輸出規制の対象となる場合があります。

4 本情報は個別取引の該当／非該当を判定するものではありません。

5 あくまで自己責任のもとに上記をご了解の上、本情報をご利用下さい。

6 持込国における輸入規制等についてはご自身でお調べ下さい。

**禁輸地域** アメリカ合衆国は、キューバ共和国、イラン・イスラム共和国、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン共和国及びシリア・アラブ共和国に対し、完全な禁輸措置を実施しています。アメリカ合衆国から、または所在地に関わらず米国人から、これらのいずれかの国に対して、一切のApple製品、ソフトウェア、技術（技術データを含む）、またはサービスを、直接又は間接に、輸出、再輸出、販売、または供給することは、厳格に禁止されています。この禁止は世界中のApple子会社及びその従業員にも適用されます。

**拡散コントロール強化策(EPCI)** 特定の国が、アメリカ合衆国政府の適切な許可を得ることなしに、Apple製品を、核兵器、ミサイル及び化学兵器、生物兵器及び技術の設計、開発、製造または利用に使用することは禁じられています。この禁止は、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、ベルギー王国、カナダ、デンマーク王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、アイスランド共和国、アイルランド、イタリ

ア共和国（サンマリノ共和国及びバチカン市国を含む）、日本、ルクセンブルク大公国、オランダ王国、ニュージーランド、ノルウェー王国、ポルトガル共和国、スウェーデン王国、トルコ共和国、英国をのぞく全ての国に適用されます。

**拒否対象者** アメリカ合衆国財務省の特別指定国リスト（list of Specially Designated Nationals）またはアメリカ合衆国商務省の拒否人リスト（Denied Person's List or Entity List）上のいかなる者に対しても、Apple 製品を輸出または再輸出することはできません。

以上